

令和3年矢巾町議会定例会8月会議議事日程

令和3年8月2日（月）
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第4. 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第5. 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第6. 議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第7. 議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会8月会議

1. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第15号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第63号 矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
5. 議案第64号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

報告第13号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第14号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第15号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第63号

矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）及び矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月2日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町手数料条例及び矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(矢巾町手数料条例の一部改正)

第1条 矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
[略]			[略]		
(19の2) [略]	[略]		(20) [略]	[略]	
(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による個人番号カードの誤交付後の交付、国外転出による個人番号カードの返納後の交付、特別養子縁組による氏名若しくは性別変更による性別の記載事項を変更するための返納後	個人番号カード交付手数料	1枚につき 800円	[削除]		

<p>の交付又は有効期間が満了した個人番号カードの返納後の交付の場合を除く。))</p>		
<p>(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付。ただし、町又は機構の過失による個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。</p>	<p>個人番号カード交付手数料</p> <p>1枚につき 800円</p>	<p>〔削除〕</p>
<p>(22) 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>(21) 〔略〕</p>
<p>(23) 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>(22) 〔略〕</p>
<p>(23)の2 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>(23) 〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（矢巾町個人情報保護条例の一部改正）

第2条 矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（オンライン結合による提供の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のも</p>	<p>（オンライン結合による提供の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のも</p>

のに提供してはならない。ただし、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき、その他審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供者等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

のに提供してはならない。ただし、第5条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき、その他審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供者等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。